

後期高齢者医療の配慮措置における自己負担金の徴収について

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しに伴い令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間に実施される配慮措置では、重度心身障害者（児）医療もその対象となります。

配慮措置における自己負担金の徴収例については以下のとおりです。

【例1：配慮措置期間中の自己負担金の徴収】

○後期高齢者2割負担・外来療養（高額療養費限度額：18,000円）

○重度心身障害者（児）医療費助成自己負担金：1回300円 …配慮措置期間

月の通院回数	医療費（当日）	医療費（累計）	窓口負担上限額	一部負担金	自己負担金
1回目	29,000円	29,000円	-	5,800円	300円
2回目	1,500円	30,500円	6,050円	250円	250円※
3回目	2,500円	33,000円	6,300円	250円	<u>250円</u>
4回目	116,000円	149,000円	17,900円	11,600円	<u>300円</u>
5回目	2,000円	151,000円	18,000円	100円	100円※
計	151,000円	-	-	18,000円	1,200円

※後期高齢者医療負担高額療養費分=12,200円【=151,000円×0.2-18,000円】

1割負担と比べた場合の月の一部負担金増加額が3,000円となった場合、次回以降の診療（配慮措置期間中）においては1割相当額と300円のいずれか安い方を徴収します。

※ 高額療養費限度額に到達するまでは月の窓口負担上限額を基に自己負担金を計算するため、「配慮措置対象となった日」及び「高額療養費限度額に到達した日」の自己負担金は、1割相当額又は300円にならないことがあります。

【例2：高額療養費限度額到達後の自己負担金の徴収】

○後期高齢者2割負担・外来療養（高額療養費限度額：18,000円）

○重度心身障害者（児）医療費助成自己負担金：1回300円 …配慮措置期間

月の通院回数	医療費（当日）	医療費（累計）	窓口負担上限額	一部負担金	自己負担金
1回目	50,000円	50,000円	8,000円	8,000円	300円
2回目	80,000円	130,000円	16,000円	8,000円	300円
3回目	30,000円	160,000円	18,000円	2,000円	300円
4回目	20,000円	180,000円	-	-	<u>300円</u>
5回目	1,000円	181,000円			<u>200円</u>
計	181,000円	-	-	18,000円	1,400円

※後期高齢者医療負担高額療養費分=18,200円【=181,000円×0.2-18,000円】

他の公費との併用がなく、重度心身障害者（児）医療のみ使用し、高額療養費に該当する場合には、一部負担金が高額療養費限度額に到達した後も自己負担金を徴収します。（従来どおり）なお、高額療養費限度額到達後は、2割相当額と300円のいずれか安い方を徴収します。